

# 重層的支援体制整備事業の概要と実施に向けた検討について

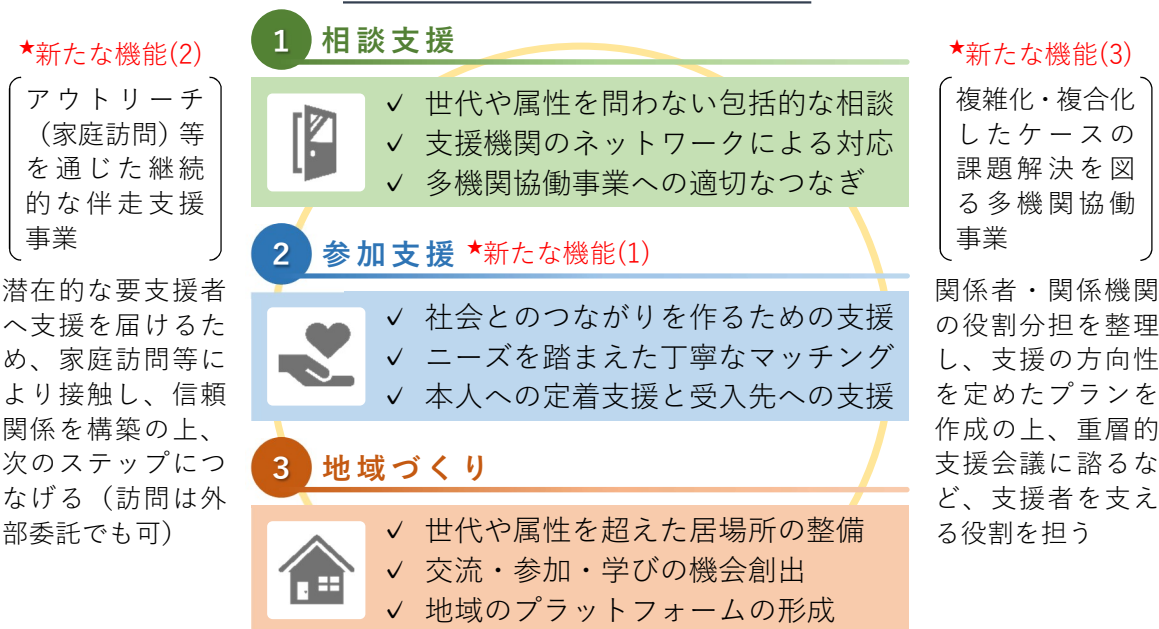
- 1 重層的支援体制整備事業の概要 ..... P 1
  - (1) 全体像
  - (2) 各分野の連携
- 2 道内の実施状況 ..... P 3
  - (1) 全国との比較
  - (2) 振興局管内ごとの状況
  - (3) 道による後方支援の取組概要
- 3 重層事業を実施するに当たっての要件 ..... P 6
- 4 道内市町村における「3つの支援」の具体的な取組例 ..... P 7
- 5 実施に向けたシミュレーション ..... P 8
- 6 今後の推移（令和8年度までの実施予定） ..... P 9

令和 7年 2月 28日

# 1 重層的支援体制整備事業の概要 – (1) 全体像

- ▶ 地域住民の抱える課題が複雑化する中、高齢者・障がい者・子どもといった属性別の支援体制では複合課題や制度の狭間にあるニーズへの対応が困難になっていることを踏まえ、令和3年に施行された改正社会福祉法により、属性を問わない包括的な支援体制の構築を目的とした「重層的支援体制整備事業」が創設された。
- ▶ この事業は、既存の各分野における相談支援の枠組みを活かしつつ、「相談支援」「参加支援」「地域づくり」の3つを一体的に実施することとされており、その相互作用によって支援の効果が高まることが期待されている。

## 重層的支援体制整備事業の全体像



1～3の一体的な実施を通じて、相談者に寄り添い、伴走する支援体制を構築。



一例として、ひきこもりの状態にあることで自立生活を確立できない50代の子が、80代の親の年金のみを頼りに暮らしている「8050問題」について、その背景を考えると、







- ✓ ケースによっては親が、福祉の窓口での相談を望まず、公的支援が得られずに年月が経過してしまったという場合もあるが、
- ✓ 一方で、高齢・障がい・児童など、対象者の属性ごとに専門分化された従来の相談体制では、分野を超えて「8050問題」に十分対応できなかったという側面もある。

こうした背景を踏まえ、世帯の抱える課題が困難化する前に、できるだけ早期に潜在的な支援ニーズを捉え、属性を問わない包括的な相談体制によって受け止めようとする仕組みが重要事業である。

## 1 重層的支援体制整備事業の概要 – (2) 各分野の連携

- ▶ 重層的支援体制整備事業の中核をなす「属性を問わない相談支援」では、既存制度の取組として、福祉の各分野における4つの事業を実施することが必要となる。
- ▶ これら各分野がそれぞれ連携し、相談支援を一体的に行うことが当該事業の目的となるが、「新しい窓口を作ること」や「制度間の壁を全て取り払うこと」ではなく、制度間の壁を低くし、スムーズな連携を図ることが狙いとなる。

### 福祉の各制度における主な相談支援体制の概要

<p><b>高 齢 者 福 祉</b></p> <p> <b>総合相談支援事業</b></p> <p><b>地域包括支援センター</b></p> <p>✓ 高齢者に関する様々な相談を受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぐとともに、継続的にフォローを行う。</p> <p> <b>社会福祉士等</b></p>	<p><b>障 が い 者 福 祉</b></p> <p> <b>相談支援事業</b></p> <p><b>基幹相談支援センター</b></p> <p>✓ 障がいの種別やニーズに対応した総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、権利擁護や地域移行支援を行う。</p> <p> <b>相談支援専門員等</b></p>
<p><b>児 童 福 祉</b></p> <p> <b>利用者支援事業</b></p> <p><b>子育て世代包括支援センター</b></p> <p>✓ 子育て家庭や妊産婦が、保育施設や子育て事業を円滑に利用できるよう、身近な相談や情報提供、助言などを行う。</p> <p> <b>利用者支援専門員等</b></p>	<p><b>生 活 困 窮 者</b></p> <p> <b>自立相談支援事業</b></p> <p><b>自立相談支援機関</b></p> <p>✓ 生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談対応を行い、個々の状況に応じた支援計画を作成する。</p> <p> <b>相談支援員等</b></p>

属性や世代等を問わず、地域住民の相談を包括的に受け止める場を整備。

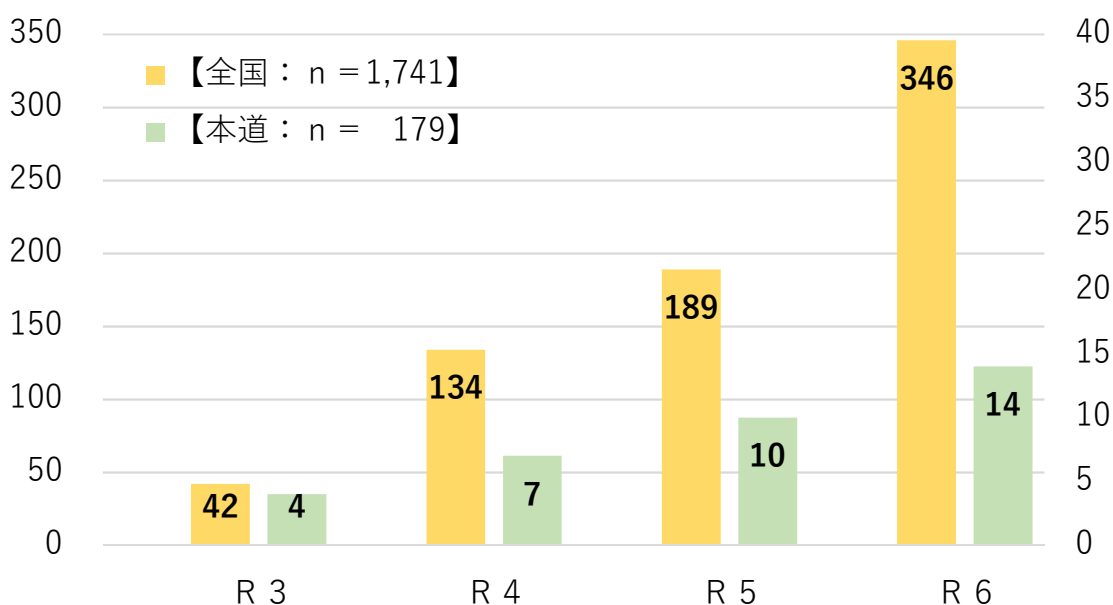
従来、属性を超えた相談窓口を設置するためには、各制度の補助金等における経費按分などに関する負担が大きかった。

重層事業は、こうした課題を踏まえ、相談支援（及び地域づくり）に関する補助金等の一体的な執行を可能とし、市町村が創意工夫を持って包括的な支援体制を整備できるようにするもの。

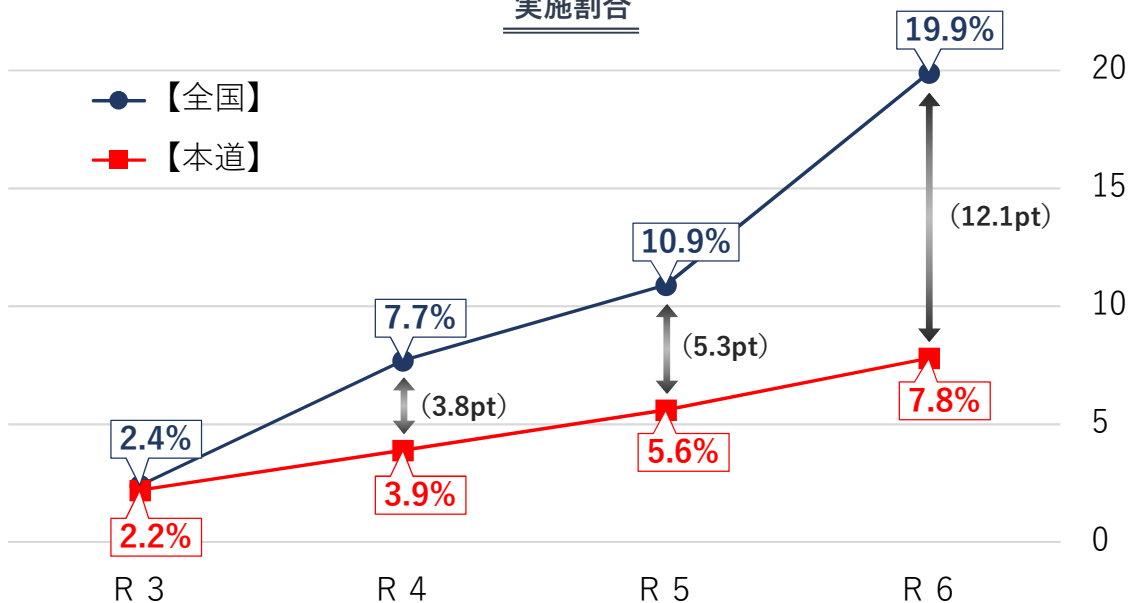
## 2 道内の実施状況 – (1) 全国との比較

- ▶ 重層的支援体制整備事業の実施状況は、モデル事業での実証を経て、令和3年度の改正法施行以降、全国42（道内4）の自治体で行われるようになり、その後、徐々に拡大し、令和6年度時点では計346（道内14）となっている。
- ▶ 道内においても同様、実施自治体は増加傾向にあるが、その割合について見ると、全国の19.9%に対して道内は7.8%となっていることなどから、事業実施に向けた市町村支援を引き続き行っていくことが重要となる。

実施市区町村数



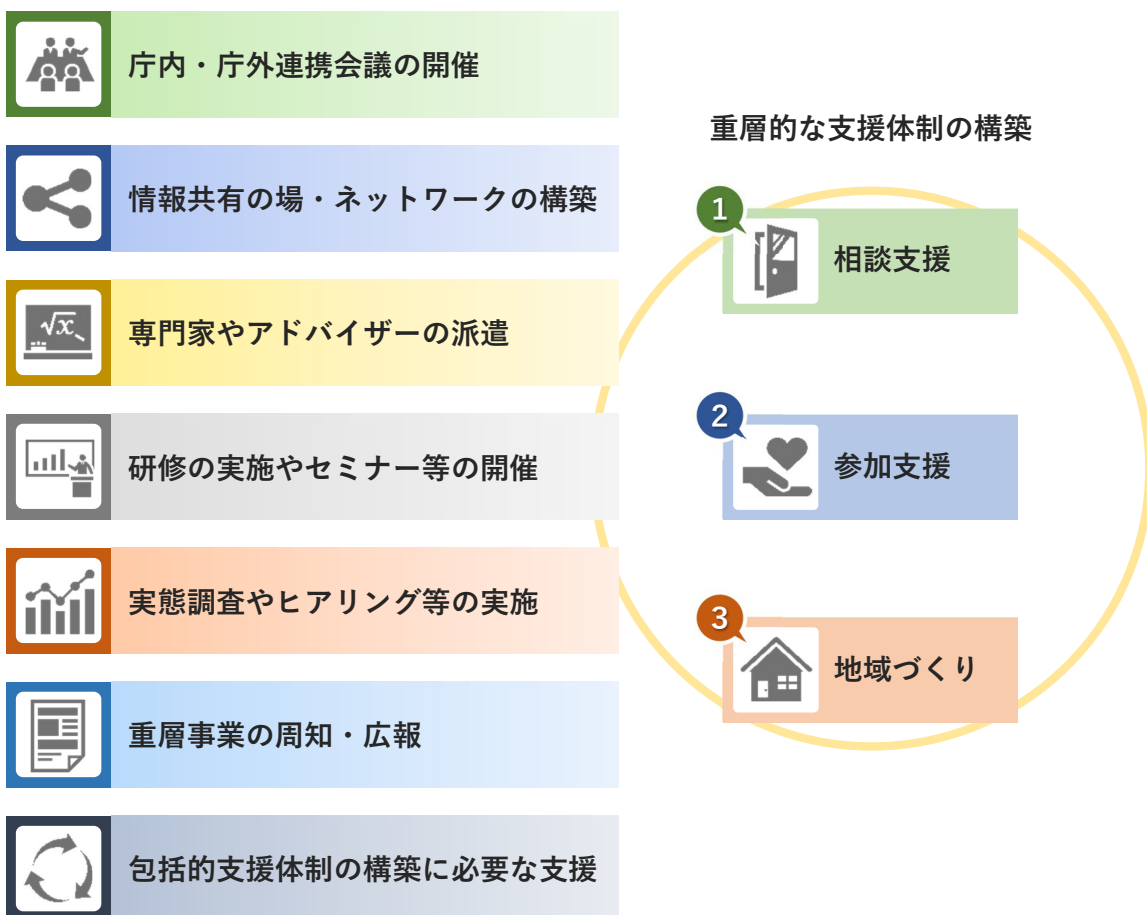
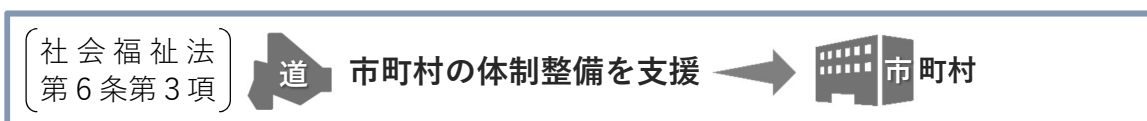
実施割合



## 2 道内の実施状況 – (2) 道による後方支援の取組概要

- ▶ 道が実施した調査の結果によると、重層的支援体制整備事業をはじめ、社会福祉法第106条の3に定める「包括的な支援体制の整備」を検討している市町村では、他の自治体における取組状況の把握や研修等を通じた市町村間の交流などに関するニーズがある。
- ▶ こうしたニーズに対応するため、道では、重層的支援体制構築に向けた後方支援を行うことで、市町村の円滑な体制整備を推進している。

### 後方支援の取組概要



### 社会福祉法第6条第3項

国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第106条の4第2項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

### 3 重層事業を実施するに当たっての要件

- ▶ 重層事業では、包括的な支援体制の整備に向け、「① 属性を問わない相談支援」「② 参加支援」「③ 地域づくり」という3つの支援を一体的に実施することが必須とされている。
- ▶ 具体的には、介護・障がい・子ども・困窮の各分野における「A 既存制度の事業」に加え、新たな機能に伴う「B 新規事業」の全て実施することが要件となる。

3つの支援と新たな機能	法	重層事業の要件	
		A 既存制度	B 新規事業
① 相談支援	社会福祉法第106条の3第2項  第1号	<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px;"> <p>介護 包括センターの運営</p> <p>障がい 障害者相談支援事業</p> <p>子ども 利用者支援事業</p> <p>困窮 自立相談支援事業</p> </div>	<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px;"> <p>福祉事務所を設置していない町村の場合は、生活困窮者就労準備支援事業等補助金実施要綱に規定する「福祉事務所未設置町村による相談事業」を実施する。</p> </div>
② 参加支援	第2号	(新たに実施)  国・道で3/4負担	制度の狭間にあるニーズに対する就労支援や見守り等
③ 地域づくり	第3号	<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px;"> <p>介護 地域介護予防活動支援事業 生活支援体制整備事業</p> <p>障がい 地域活動支援センター事業</p> <p>子ども 地域子育て支援拠点事業</p> <p>困窮 地域づくり事業</p> </div>	<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px;"> <p>生活困窮者就労準備支援事業等補助金実施要綱に規定する「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」(生活課題の把握や住民主体の活動支援・情報発信など)を実施する。</p> </div>
④ アウトリーチ <sup>※1</sup>	第4号	(新たに実施)  国・道で3/4負担	潜在的な相談者を把握の上で支援につなげる取組
⑤ 多機関協働 <sup>※2</sup>	第5号	(新たに実施)  国・道で3/4負担	支援プランの作成や重層的支援会議の開催

}

 ※1 アウトリーチ等を通じた継続的支援  
 ※2 多機関協働事業及び支援プランの作成

重層事業の要件は上記のとおりであり、全ての事業を一体的に実施する必要があるが、

- ✓ 未実施の事業があっても、当該年度内に全て実施すれば交付金の対象になること
- ✓ 地域活動支援センターがない場合であっても、近隣のセンターを直ちに利用できる体制があれば可とされていること

など、考え方によっては「実施している」と整理できる場合もあるので、移行の検討に際しては、国の「重層的支援体制整備事業等に関する質疑応答集」を参照することが望ましい。



#### 4 道内市町村における「3つの支援」の具体的な取組例

- ▶ 重層事業の「3つの支援」は、前記のとおり一体的な実施が必須の事業として、重層事業に取り組む道内市町村でも例外なく実施されている。
- ▶ 基本的な取組の方向性は共通だが、地域の実情に応じた包括的な支援体制の構築を図るものであるため、実際の取組内容には独自性が認められる。

市町村 (R5実施分)	 ① 相談支援	 ② 参加支援	 ③ 地域づくり
01 妹背牛町	各分野における既存の相談体制を基礎としつつ、町社協の社会福祉士を包括化推進員として配置	町社協と福祉事業者に委託し、ひきこもりや不登校の状況にある方への居場所づくり等を実施	NPOによる交流拠点を中心に、生活支援コーディネーターと連携しつつ、多様な交流の場を運営
02 厚真町	町と社協に包括化推進員を配置し、各分野の総合相談体制と併せて、各々が連携しながら支援を実施	町社協に委託し、既存のサロンや、地活センター、通いの場などを活用した社会参加支援を実施	高齢者向け通所事業所を活用し、こども食堂や活動拠点を併設するなど、多様な居場所づくりを実施
03 七飯町	福祉の各分野における相談支援を一体的に実施し、基幹相談支援センター等の委託先とも連携	町社協に委託し、既存の支援では対応できないケースを対象に、就労支援や活動機会の提供を行う	サロンなど既存の取組を行かしつつ、生活支援コーディネーターも参画して多様な地域づくりを実施
04 旭川市	生活支援コーディネーターを増員し、関係機関の連携・調整を図りながら、多機関協働事業を推進	市社協に委託し、支援対象者の就労や社会参加に向けて、受け入れ先の調整や定着支援を実施	属性や世代を問わず、困りごとを抱える住民の居場所づくりや交流の機会創出を図る
05 鷹栖町	ワンストップ型の相談窓口として「生活福祉相談センター」を開設し、各部署間の情報共有を強化	町社協に委託し、対象者の意向に応じた就労先が選べる仕組みにするなど、本人本位の支援を実施	自宅型サロンと拠点型サロンを活用し、誰もが気軽に立ち寄り、参加できる居場所づくりを展開
06 津別町	行政の既存相談窓口のほか、町内会単位で住民にとって身近な「福祉相談所」を設置	町社協に委託し、交流拠点への参加者を主な対象として、社会とのつながりや外出機会の創出等を行う	庁内・庁外会議での議論を踏まえ、世代や属性を超えて参加できる居場所づくりの取組を実施
07 音更町	保健福祉を所管する各課に包括化推進員として有資格者（社会福祉士・保健師）を配置	包括化推進員が中心となり、属性にかかわらず、社会参加の受け皿となる事業者との調整を図る	福祉の各分野における地域づくりに関する事業を一体的に実施し、多世代交流や活躍の場を創出
08 鹿追町	「身近な相談拠点」をコンセプトに、各分野の制度を相互につなぐ包括化推進員を役場と社協に配置	町社協に委託し、福祉に限られない多様な分野の社会資源を活用した社会参加や就労支援を実施	社協に委託するサロンや地活センター、地域子育て支援拠点など既存の取組を一体的に展開
09 広尾町	行政の各部署と社協が中核となり、医療機関や福祉の事業所とも連携して包括的な相談対応を実施	町社協に委託し、生活支援コーディネーターが調整役となり、対象者の意向に応じた社会参加等を支援	地元高校のボランティア部による協力を得てスマホ講習会を開催するなど、多世代交流を促進
10 幕別町	支援プランの作成や会議の開催・進行を担う調整役としてコミュニティソーシャルワーカーを配置	ひきこもり対策推進事業による居場所や不登校親子を対象としたサロン等を活用	町社協が主催する地域サロンや町民カフェのほか、ふれあい農園サロン等を活用

事業開始の検討に当たっては、新たな機能のうち②参加支援は直営／委託のいずれが多いのか、専門職の配置はどのようになっているのかなど、既実施自治体の取組を参考にすることが有効。

## 5 実施に向けたシミュレーション

- ▶ 重層事業の要件は、前記3に記載したとおり、「3つの支援」と「新たな機能」を全て実施することが必要となる。
- ▶ このことを踏まえ、今後、重層事業に取り組むとした場合、現状、どの要件がどの程度満たされているかを確認しておくことが有効。

一体的な実施が必要な事業		取組状況	担当係
<b>① 相談支援</b>			
介護	包括センターの運営	[済]社協に委託	地域包括ケア係
障がい	障害者相談支援事業	[済]直営	障がい福祉係
子ども	利用者支援事業	[予定]直営	子ども支援係
困窮	自立相談支援事業	[済]NPO法人に委託	社会福祉係
<b>② 参加支援</b>			
(新)	就労支援や見守り等	[予定]社協に委託	検討中
<b>③ 地域づくり</b>			
介護	地域介護予防活動支援事業	[済]通いの場や介護予防体操	地域包括ケア係
介護	生活支援体制整備事業	[済]社協に委託	地域包括ケア係
障がい	地域活動支援センター事業	[済]NPO法人に委託	障がい福祉係
子ども	地域子育て支援拠点事業	[済]認定こども園に委託	子ども支援係
困窮	地域づくり事業*	[済]直営	社会福祉係
<b>④ アウトリーチ</b>			
(新)	潜在的相談者の把握・支援	[未定]検討中	検討中
<b>⑤ 多機関協働</b>			
(新)	重層的支援会議の開催等	[予定]社協に委託	社会福祉係

※ 生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱の別添「生活困窮者支援等のための地域づくり事業実施要領」に基づく取組。

- (1) 地域住民のニーズ・生活課題の把握
- (2) 地域住民の活動支援・情報発信等
- (3) 地域コミュニティを形成する「居場所づくり」
- (4) 行政や地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開
- (5) 民生委員の「業務負担の軽減」「理解度の向上」「多様な世代の参画」に資する事業の実施

### 検討のポイント

- ✓ 重層事業の実施に向けた検討をより具体的に進めていくに当たっては、法定事項である「包括的な支援体制の整備」を図るため、「新たな機能」に対応する事業を含め、どのようなコンセプトで、何を主眼に取り組むかといった検討・判断を行っていく必要がある。
- ✓ それに際しては、地域課題の解決に資する取組となるよう、他自治体の実施例（P 6）を参考にすることが判断の助けとなる。



## 6 今後の推移（令和8年度までの実施予定）

- ▶ 前記2-(1)で示したように、道内においても重層事業の実施市町村数は着実に増加しているが、全国平均と比べると伸び率が低く、令和8年度まで延ばして見ても、実施予定のない振興局管内が複数あるなど、地域的な偏りが認められる。
- ▶ 今後、道内市町村において、重層事業の取組を広げていくためには、管内全体で実施に向けた機運を高めることが必要であり、未実施の市町村におかれては、実施に向けた積極的な検討をお願いしたい。

振興局	実 施				予 定	
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
	4	7	10	14	24	27
01 空知	妹背牛町 →					
02 石狩					千歳市 →	
					恵庭市 →	
03 後志				小樽市 →		
				京極町 →		
					黒松内町 →	
04 胆振			厚真町 →			
				登別市 →		
					苫小牧市 →	
						白老町 →
05 日高						
06 渡島	七飯町 →					
07 檜山					今金町 →	
08 上川	鷹栖町 →					
		旭川市 →				
					東川町 →	
09 留萌						
10 宗谷						
11 オホ	津別町 →					
					斜里町 →	
12 十勝		音更町 →				
		広尾町 →				
				鹿追町 →		
				幕別町 →		
					大樹町 →	
						帯広市 →
						芽室町 →
13 釧路					本別町 →	
					足寄町 →	
						厚岸町 →
14 根室						

※ 道のアンケート調査における回答を基としたものであるため、「予定」欄の掲載事項については、確定的な情報ではない。